理事会声明

国民の生命を危険にさらす集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める

政府は集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈の見直しを閣議決定し、他国の紛争解決に米軍と一体となり海外で武力行使を可能とするその法制化に向けた準備をすすめている。

戦後、歴代の内閣は集団的自衛権の行使については、一貫して憲法上認められないものと解釈し、行使はできないという立場を堅持してきた。

現憲法で武力行使が許容されるとなれば、戦争の放棄、戦力不保持、交戦権否認をうたった憲法九条に反することになる。

こうした解釈改憲を、閣議決定で強行するというやり方は、戦後歴代の憲法解釈を無視し、立憲主義と民主主義を否定するものである。

昨年 12 月に国家安全保障会議の設置と特定秘密保護法を成立させ、本年 4 月には防衛装備移転三原則により武器輸出禁止を原則解禁へと方針転換した。防衛省の来年度概算要求は過去最大となり、戦争のできる国づくりへの地ならしが急速に進んでいることを憂慮する。

長野県内の世論調査でも今回の集団的自衛権の行使容認の閣議決定に 7 割の県民が反対、３０の市町村議会で閣議決定の撤回を求める意見書を可決している。

私たちは人命を守る医師、歯科医師の団体として戦争につながる動きに対しては断じてこれを許すことは出来ない。

長野県保険医協会は集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を強く求めるものである。

2014 年 10 月 20 日

長野県保険医協会　理事会